

総合評価一般競争入札に係る 評価項目詳細シート

業務名：発寒清掃工場清掃業務 他 1 件

- ・ 発寒清掃工場清掃業務
- ・ 白石清掃工場清掃業務

札幌市財政局管財部契約管理課

提案書その他の関係書類の作成・提出に当たっての注意事項

本書に記載している「提出書類」については、評価点の審査順 1 位の事業者（1 位の事業者の提案内容等に不備があり次順位の事業者の評価点が上位になる場合は、順に次順位の事業者とする。以下同じ。）のみ提出することとする。（なお、入札書、内訳様式 1～3 については、全事業者が提出する必要がある。）

このため、審査順 1 位の事業者以外の事業者の評価点は、提出書類の内容の確認を行わずに企画提案申出書により算出した評価点とする。

- 1 入札書、企画提案申出書等の提出があっても、予定価格の制限の範囲を超える入札をした者又は入札が無効となった者は、評価点を算出せず、落札者とししない。
- 2 価格評価を除く各評価項目の提案の有無は、企画提案申出書の記載に基づきその判断を行うものとする。従って、評価項目に関連する「提出書類」〔審査順 1 位の者のみの提出〕の提出があった場合であっても、企画提案申出書において提案を行う旨の記載が確認できない場合は、当該評価項目について評価せず、採点を行わない。なお、業務履行に係る各評価項目は当該業務に係る提案を行うこととし、他の業務に係る提案をした場合は評価の対象外とする。
- 3 企画提案申出書及び各評価項目で求めている「提出書類」【審査順 1 位の事業者のみ提出】において、その内容が次のいずれかに該当するものにあっては、当該評価項目について評価をせず、採点を行わない。また、入札告示等で示した企画提案申出書様式又はそれに準じたもの（当該詳細シートに掲げる評価項目をすべて網羅し、それらの評価項目に対する提案の有無がすべて明確にされているものをいう。）とは異なる様式にて企画提案を申し出た場合にあっては、企画提案内容のすべてを評価せず、価格点以外の採点を行わない。
 - (1) 内容が確認できないもの
 - (2) 評価項目とは関連がないもの
 - (3) 明らかに実効性がないもの
 - (4) その他評価項目で求める目的が明らかに達成できないもの
- 4 提出する書類の記述は日本語とする。なお、一般的に認知されている商標及び略称等は除く。

- 5 企画提案内容については、特記仕様書として契約条項（契約書）に加え契約を締結するので、企画提案内容は、実現可能なものとする。

なお、特記仕様書に定める契約条項を遵守できない場合は、契約解除のほか、競争入札参加停止措置及び総合評価一般競争入札における減点措置等を行うことがある。

- 6 業務の履行に当たり、従事者を労働者派遣法に基づく派遣労働者など直接雇用以外の方法（従事者が受注者の指揮命令下となる方法に限る。）で配置することを想定している場合は、企画提案内容が実現できるよう派遣元などとの間で適切な措置を取ることが、企画提案の前提となる。

- 7 各評価項目で求めている「提出書類」〔審査順 1 位の者のみの提出〕については、膨大とならないよう要約すること。

- 8 個人が所持する書類及び個人情報を含む書類（例：資格者証、修了証等）の提出に当たっては、それを所持する者から了解を得たうえで提出すること。なお、氏名を除き、住所や生年月日等の個人情報に当たる情報は黒塗りすることを可とする。

- 9 「提出書類」〔審査順 1 位の者のみの提出〕のうち、複数の評価項目で提出を求めているものについては、提案する項目が複数であっても、提出は 1 部でよいものとする。

- 10 企画提案申出書による企画提案内容が、提出書類〔審査順 1 位の者のみの提出〕に基づく評価（審査）結果と異なっていた場合は、評価点を減点（下位評価）し、又は 0 点（評価無し）とする。ただし、その評価（審査）結果が上位の評価に該当する場合であっても、企画提案申出書の提案内容に基づく当初の評価点とし、上位評価は行わないものとする。

I 価格評価

1 価格評価	5
--------------	---

II 履行体制評価

1 履行体制

(1) 適切な現場責任者の配置	7
(2) 必要な人員の配置量	9

2 履行実績・技術等

(1) 建築物衛生事業登録	11
(2) 履行実績	12
(3) 業務履行中の事故防止策	14

3 履行品質の維持・向上

(1) 日常清掃における履行品質の向上	15
(2) 自主検査体制の提案	16
ア 自主検査における資格者の配置	16
イ 品質評価の数値化（見える化）	17

4 その他【選択項目】

(1) 選択項目 1（測定機器、勤務間インターバル制度又は受注に向けた評価）…	19
(2) 選択項目 2（労災保険料メリット制又は障がい者雇用率）…	21

III 働き方改革・研修評価

1 働き方改革の推進

(1) 多様な人材の活用	24
ア 高年齢者就業確保措置	24
イ 傷病休暇制度	26
(2) 公正な待遇（労働条件の向上）	27
ア 短時間・有期雇用管理者の専任	27
イ 通勤手当支給の提案	28
ウ 定期健康診断実施の提案	29

2 研修体制等

(1) 研修体制	30
(2) 資格取得支援制度	32

分 類	I 価格評価
細 分 類	1 価格評価
評価項目	価格評価
詳 細	—
配 点	変動制（最高35点）
提出書類	○入札書 ○業務費内訳書（総合評価一般競争入札用）（内訳様式1） ○業務従事者賃金支給計画書（総合評価一般競争入札用）（内訳様式2） ○社会保険料事業主負担分調書（総合評価一般競争入札用）（内訳様式3）
評価方法	入札書記載金額が、 ① 予定価格（入札書比較価格）以下で調査基準価格以上の場合における価格点の算定式 $\text{評価点}(\%) = 35 \text{点} \times (\text{調査基準価格} + \text{入札額}) / (\text{入札額} \times 2)$ ② 調査基準価格未満の場合における価格評価点の算定式 $\text{評価点}(\%) = 35 \text{点} \times \text{調査基準価格算定率} \times \text{入札額} / \text{調査基準価格}$ ※上記①及び②のいずれも小数第3位以下は切り捨て 【評価点イメージ図】

評価対象外	次のいずれかに該当する場合は、<u>価格評価及び他の評価項目の評価点を算出せず、落札者とはしない。</u> ▶「提出書類」に掲げる書類の提出が無いもの ▶無効な入札書が提出されたもの ▶入札書記載金額が予定価格(入札書比較価格)を超えたもの ▶入札参加資格を満たさないもの
契約期間中の確認等	対象外（入札時のみ確認）
約定の有無	入札書記載金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）をもって落札金額とする。
備考	調査基準価格等の考え方は以下による。 【調査基準価格】 「札幌市役務契約に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度運用要領（平成24年1月11日財政局理事決裁）」第4条第1項第1号に基づき算出した、低入札価格調査を行う場合の基準となる価格。 【調査基準価格算定率】 「札幌市役務契約に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度運用要領（平成24年1月11日財政局理事決裁）」第4条第1項第1号に基づき、上記の調査基準価格の算定に用いた率 ※落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合にあつては、低入札価格調査を行う。その結果、その者により本調達に係る契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認められるときは、その者を落札者とせずに失格と扱い、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った他の者のうち、総合評価点の高い者を落札者とすることがある。

分 類	Ⅱ 履行体制評価
細 分 類	1 履行体制
評価項目	(1) 適切な現場責任者の配置
詳 細	ビルクリーニング技能士(1級)又は一定の実務経験を有する者の配置
配 点	過当たりの配置時間に応じて2点又は1点
提出書類	業務従事者賃金支給計画書(総合評価一般競争入札用)(内訳様式2)
評価方法	<u>提案者(受注者)の指揮命令下となるビルクリーニング技能士(1級)の資格を有する者又は一定の実務経験(6年以上)を有する者を週10時間以上配置する提案がある場合、配置時間に応じて次のように加点する。</u> <u>なお、当該提案は、日常清掃作業チームのリーダーを想定した提案のため、当該有資格者等は、週5日以上(作業日が平日のみの場合は平日の毎日)の配置が、提案の前提条件となる。</u> ▶ 週15時間以上 <u>2点</u>、▶ 週10時間以上15時間未満 <u>1点</u> ○資格者等の配置において、評価の対象となるのは、<u>提案する業務の日常清掃に従事する者</u>であり、日常清掃に従事しない者(事務員、会社役員など)は含まない。 ○日常清掃に従事する者でも、臨時的又は一時的に従事する者や<u>週10時間(週15時間以上配置の提案をする場合は15時間)以上当該業務に従事しない者は評価の対象としない。</u> ○同一人がビルクリーニング技能士の有資格者であり、6年以上の実務経験を有する者である場合であっても、重複した評価はせず、あくまでも評価点は配置時間に応じて2点又は1点とする。
評価対象外	○「提出書類」に掲げる書類の提出が無いもの ○「提出書類」において、保有資格等欄の記載が無いもの ○<u>有資格者等が提案する業務の日常清掃に週10時間以上(※)従事しないもの〔※週10時間以上の勤務は所定労働時間(週)において確認する。〕</u> ○有資格者等の配置が週5日以上(作業日が平日のみの場合は平日の毎日)無いもの

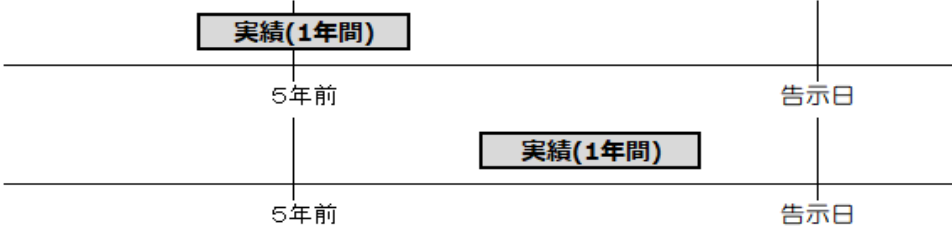
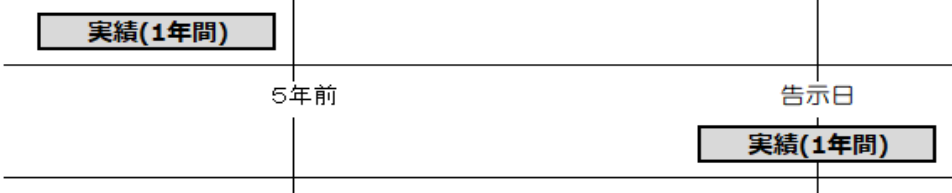
契約期間中の確認等	【履行開始前】 履行開始日前までに、以下の書類の提出を求め確認 ①業務従事者名簿 ②資格証等の写し、資格者として証明できる書類（写し可） ③実務経験に関する申出書 ④受注者の指揮命令下にある有資格者等であることが確認できる書類として、次に掲げる雇用形態の種類に応じて定める書類（写し） ア 直接雇用：法定台帳（労働者名簿、賃金台帳等）のうちいずれか一つ（提案した資格者等が記載されている箇所のみ） イ 労働者派遣：派遣先管理台帳（提案した有資格者等のみ） ウ 在籍型出向：出向契約書及び労働者名簿（提案した有資格者等のみ） 【履行中】 ○特記仕様書に係る履行報告書（月報）で有資格者等の配置を報告 ○週10時間又は週15時間以上の配置を満たしているかの判断は、年末年始やゴールデンウィークなど休暇の習慣が一般的な時期を除いた基本的な1週間の従事時間の平均によることとする。なお、確認に際し、年次有給休暇の取得や従事者のやむを得ない事情（急病、弔事等）により一時的に欠員が生じた場合等にあっては、提案配置時間を下回ることを認めることがある。
約定の有無	あり
備考	○ 配置する資格者等が変更となる場合については、速やかに報告を要する。この場合においては、変更後の上記「契約期間中の確認等」に定めている書類を提出すること。 ○有資格者等本人が、私傷病等により1月以上の長期休暇（休職）となる状態が想定されたときは、速やかに代替者を配置すること。なお、その長期休暇（休職）中にあっては、提案した有資格者等とは異なる資格者であっても良いこととする。

分 類	Ⅱ 履行体制評価
細 分 類	1 履行体制
評価項目	(2) 必要な人員の配置量
詳 細	日常清掃に係る 1 日当たりの延べ人員配置量
配 点	変動制（最高 3 点）
提出書類	業務従事者配置計画書（提案様式 2）
評価方法	提案された人員配置量に基づき、次の算出式を用いて評価点を算出。 評価点(上限 3 点)※ = 1 日当たりの人員配置延時間 × 〇.〇〇〇【調整係数】 ※小数点第 3 位以下は切り捨て ▶<u>評価点は、次に掲げる案件ごとの調整係数を用いて算出する。</u> ①発寒清掃工場清掃業務：0.187 ②白石清掃工場清掃業務：0.102 <算出例>人員配置延時間の提案が「23時間」の場合 ①発寒清掃工場清掃業務 $23\text{h} \times 0.187[\text{調整係数}] = 4.301 \Rightarrow \underline{3.00\text{点}}$ ②白石清掃工場清掃業務 $23\text{h} \times 0.102[\text{調整係数}] = 2.346 \Rightarrow \underline{2.34\text{点}}$ 【留意事項】 「1 日当たりの人員配置延時間」は、仕様書に基づく日常清掃（通年行う業務に限る。※）に従事する土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く平日 1 日当たりの人員配置延時間（休憩時間を含まない実労働時間から算出）をいい、「企画提案申出書」で提案された時間を使用する。
評価対象外	○「提出書類」に掲げる書類の提出が無いもの[審査順 1 位の者のみの提出] ○「業務従事者配置計画書」の 1 日当たり延時間[合計]が、提案された時間未満のもの ○仕様書における日常業務の内容と整合性が取れない人員配置のもの ○「業務従事者賃金支給計画書」及び「社会保険料事業主負担分調書」の記載内容が提案内容と整合性が取れないもの
契約期間中の確認等	作業日報及び月報と併せて、必要に応じて従事者名と時間等を記載した書面（出勤簿、タイムカード等）により確認（年 1 回）。 なお、提案事項の充足確認に際し、従事者の年次有給休暇の取得や、やむを得ない事情（急病、弔事等）のほか、休暇の習慣が一般的な時期

	(ゴールデンウィーク、お盆、年末年始など)により一時的に欠員が生じる場合にあっては、提案未満の配置を認めることがある。 <u>ただし、この場合であっても、仕様書に基づく業務を行う必要がある。</u>
約定の有無	あり
備 考	○業務従事者配置計画書については、労働基準法で定める法定労働時間や休憩時間など、法令を遵守した配置計画を作成すること。 ○土曜、日曜及び祝日については本提案内容に拘束されないが、仕様書に基づく業務を行う必要がある。 ○提案者(受注者)の指揮命令下にある従事者であれば、雇用形態を問わない。 ○私傷病等による従業員の長期休暇(休職)により配置量を満たすことができない状態が1月以上想定される場合は、委託者に承認を受けること。なお、この場合であっても仕様書に基づく業務を行う必要がある。

分 類	Ⅱ 履行体制評価
細 分 類	2 履行実績・技術等
評価項目	(1) 建築物衛生事業登録
詳 細	建築物清掃業又は建築物環境衛生総合管理業の登録
配 点	2 点
提出書類	建築物衛生事業登録証(入札告示日現在有効なものに限る。)の写し
評価方法	入札告示日現在、入札案件の業務を担う営業所等(所在地が清掃対象施設から 1 時間圏内(※ 1)に在ることが要件)において、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(以下「建築物衛生法」という。以下同じ。)第12条の 2 第 1 項第 1 号(建築物清掃業)又は同第 8 号(建築物環境衛生総合管理業)の規定に基づく建築物衛生事業登録を受け、かつ、履行期間中継続して当該登録を受ける場合に 2 点(※ 2)を加点。 ※ 1 「1 時間圏内」は札幌市のほか小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町及び長沼町の 12 市町村内を想定。 ※ 2 前記に掲げる 2 つの事業登録のいずれも登録がある場合であっても、重複評価はせず、あくまでも評価点は 2 点となる。
評価対象外	○上記書類の提出がないもの、又は提出書類が入札告示日現在で登録の有効期間ではないもの[審査順 1 位の者のみの提出] ○提出書類において、建築物衛生法第12条の 2 第 1 項第 1 号(建築物清掃業)又は同第 8 号(建築物環境衛生総合管理業)の事業登録を受けていると確認できないもの。
契約期間中の確認等	契約期間中に登録の有効期間が満了になった場合は、更新後の登録証明書(写)を履行報告書(月報)に添付すること。
約定の有無	あり
備 考	履行期間中は建築物衛生事業登録を受けている必要があり、当該期間中に有効期間が満了となる場合は登録の更新を要する。

分 類	Ⅱ 履行体制評価
細 分 類	2 履行実績・技術等
評価項目	(2) 履行実績
詳 細	同種同規模程度の清掃業務実績
配 点	最高 5 点
提出書類	① 清掃業務実績報告書（提案様式 4） ② 契約書の写し（契約名、発注者名、契約金額、清掃対象延面積及び契約期間が記載されているページを抜粋） ※契約書の写しが提出できない場合は、契約実績を証する書面（発注書その他の発注者作成の書面（写し可）に限る。）での代用可。
評価方法	過去 5 年間に於いて、建物の清掃業務〔民間の建築物を含み、業務従事者が提案者（受注者）の指揮命令下のもと業務が行われたものに限る。〕のうち、日常清掃における<u>延床面積が一定規模の受注実績（元請に限らない。）を有する場合に、実績数に応じて次のように加点</u> ① 建築物の清掃業務で、次に掲げる案件ごとの日常清掃における延床面積以上の受注実績が 1 件ある場合 <u>2 点</u> ア 発寒清掃工場清掃業務：3,000㎡ イ 白石清掃工場清掃業務：7,000㎡ ② 上記①のほか、次の案件ごとの日常清掃における延床面積（上記面積の 7 割程度）以上の実績数に応じて、次のとおり加点する。<u>なお、上記の同種同規模の実績が無い場合は、加点しない。</u> ア 発寒清掃工場清掃業務：2,100㎡ イ 白石清掃工場清掃業務：4,900㎡ 【加算点】 a：1 件有する場合に <u>1 点</u> b：2 件有する場合に <u>2 点</u> c：3 件以上有する場合に <u>3 点</u> 〔注意〕本評価は、「a：1 件有する場合」、「b：2 件有する場合」又は「c：3 件以上有する場合」の 3 項目からいずれか一つを選択することとなる。そのため、<u>「企画提案申出書」において複数「○」を付している場合は、評価しない。</u> ※評価対象となる日常清掃

	評価対象となる日常清掃の実績は、<u>作業頻度が週 1 回以上の日常清掃</u>とし、その延床面積の合算値が、上記①及び②のそれぞれに掲げる施設に応じた延床面積以上のものを評価対象とする。 ※入札告示日を起点とした過去 5 年間に於いて、1 年以上の履行期間の実績があるものを評価の対象とする。 【例】 ①過去 5 年間に履行実績を有すると認められるケース  ②過去 5 年間に履行実績を有すると認められないケース 
評価対象外	○「提出書類」に掲げる書類の提出が無いもの[審査順 1 位の者のみの提出] ○評価方法で示した延床面積以上の規模ではない契約実績のもの ○契約実績の延床面積等、評価の基準となる内容が確認できないもの
契約期間中の確認等	対象外（入札時のみ確認）
約定の有無	なし
備考	○当該評価項目は、前段①の同種同規模以上の実績 1 件(評価点 2 点)の<u>評価が前提となるため</u>、同種同規模以上の実績が無い場合にあっては、②において同規模の 7 割程度以上の実績を有していても、当該項目での評価はしない(評価点 0 点)。 ○委託者(札幌市)の政策的判断から、一つの建物を 2 以上に分けて発注している建築物において、同一事業者が 2 以上を受注し、その状態で 1 年以上履行を続けている場合で、かつ、それらの延床面積を合算した数値が上記評価方法に掲げる規模以上を満たしている場合は、実績として計上することができる。

分 類	Ⅱ 履行体制評価
細 分 類	2 履行実績・技術等
評価項目	(3) 業務履行中の事故防止策
詳 細	清掃業務に係る賠償責任保険の加入
配 点	2 点
提出書類	保険証券(写し可)等、清掃業務に係る賠償責任保険に加入していることを証する書類
評価方法	入札告示日現在、清掃業務の遂行に関する賠償責任保険（保険期間が1年以上のもので、かつ、入札者が請負う清掃業務すべてが補償対象となるものに限る）に加入している場合に2点加点
評価対象外	○「提出書類」に掲げる書類の提出が無いもの[審査順1位の者のみの提出] ○「評価方法」に示す期間での賠償責任保険の加入が確認できないもの ○当該業務の履行について補償対象外となっているもの ○評価対象は、提案者が請負う清掃業務のすべてが補償対象となっていること、かつ、継続して当該保険が加入されていることが要件となるため、次のいずれかに該当するもの ア 個別業務を対象とした損害賠償責任保険 イ 入札告示日以降に新規に加入した損害賠償責任保険(更新を除く。) ウ 保険期間が1年未満の損害賠償責任保険
契約期間中の確認等	対象外（入札時のみ確認）
約定の有無	なし
備 考	—

分 類	Ⅱ 履行体制評価
細 分 類	3 履行品質の維持・向上
評価項目	(1) 日常清掃における履行品質の向上
詳 細	トイレの小便器及び大便器における臭い、汚れ対策
配 点	2 点
提出書類	○履行品質を向上させるための資機材等に係る提案書（提案様式 3） ○提案する内容を証する書類[資機材のカタログ等の写し、提案内容の詳細（資機材の具体的な使い方や清掃の作業手順等）をまとめたものなど]
評価方法	日常清掃において、トイレの小便器及び大便器における臭いや汚れの除去を目的とした清掃仕様の提案がある場合に <u>2 点加点</u>
評価対象外	○「提出書類」に掲げる書類の提出が無いもの[審査順 1 位の者のみの提出] ○提案内容の確認ができない又は実効性がないもの ○提案内容が、当該評価対象とは関連のない内容のもの
契約期間中の確認等	業務日報又は実施報告書などで確認
約定の有無	あり
備 考	○当該項目は、日常清掃における施設利用者に配慮した清掃について、より品質の良い清掃結果に結びつくよう、仕様書の内容を満たしつつ、当該需要に対応できるよう付加価値を付けた方法又は内容を行う清掃となる。 ○臭気計の活用は、「Ⅱ 3 (2) イ 品質評価の数値化(見える化)」にて評価対象となっているため、本項目では評価対象外となる。

分 類	Ⅱ 履行体制評価
細 分 類	3 履行品質の維持・向上
評価項目	(2) 自主検査体制の提案
詳 細	ア 自主検査における資格者の配置
配 点	2 点又は 1 点
提出書類	なし
評価方法	仕様書で定める自主検査の実施にあたり、 ① 提案者が直接雇用する建築物清掃管理評価資格者を充てる提案がある場合 2 点加点 ② 上記①の提案がない者から、建築物清掃管理評価資格者講習の受講要件資格（ビルクリーニング技能士 1 級、清掃作業監督者、建築物環境衛生管理技術者又は統括管理者）を有する直接雇用の者を充てる提案がある場合 1 点加点
評価対象外	—
契約期間中の確認方法	【履行開始前】 履行開始日前までに、以下の書類の提出を求め確認 ア 資格を証する書類の写し イ 有資格者の直接雇用を証する書類として、法定帳簿（労働者名簿、賃金台帳等）のうちいずれか一つの帳簿（提案した資格者等が記載されている箇所のみ）の写し 【履行中】 自主検査の都度、資格者が検査したことを確認できる報告書の提出に基づき確認。なお、評価方法②の提案にあっては、評価方法①で示す資格者に替えることは差し支えないが、評価方法①の提案にあっては、評価方法②で示す資格者に替えることは認めず、企画提案事項が履行されなかったものとして扱う。
契約期間中の確認等	あり
約定の有無	資格者が変更となる場合にあっては、速やかに上記「契約期間中の確認等」に記す【履行開始前】に掲げる書類を提出すること。

分 類	Ⅱ 履行体制評価
細 分 類	3 履行品質の維持・向上
評価項目	(2) 自主検査体制の提案
詳 細	イ 品質評価の数値化(見える化)
配 点	最高 5 点
提出書類	品質評価の数値化(見える化)に係る提案書(提案様式 6) 提案する内容を証する書類(活用する測定機器のカatalog等の写し)
評価方法	仕様書で定める自主検査の実施にあたり、 ①臭気に関する測定機器(臭気計)を活用し、トイレ(小便器及び大便器)その他の屋内施設を測定しその結果を示す提案がある場合 <u>1 点加点</u> ②上記①のほか光沢計、汚染度計、濁度計、色彩色度計、ブラックライトなどそれぞれ測定対象物(対象は直接清掃した箇所や器具などに限る)が異なる測定機器を複数活用し、施設内の適当な箇所や器具を測定し、その結果(見える化)を示す提案がある場合に、測定機器 4 点(上記①と合わせて計 5 点)を限度に活用台数に応じて <u>1 点ずつ加点(最高 4 点)する。</u>
評価対象外	○「提出書類」に掲げる書類の提出が無い場合[審査順 1 位の者のみの提出] ○評価にあたっては、①臭気計の活用提案を前提としているため、①の提案がなされなかったもの(臭気計以外の測定機器の活用提案があっても評価点を 0 点とする。) ○測定対象物は、①の臭気計を除き床材や金属類、窓ガラスなど直接清掃した箇所や器具に限定しているため、浮遊粉じんや湿度など事務室等内の室内環境を測定し、その結果をもって間接的に清掃した箇所や器具などの履行成果(品質)を示すもの(例:環境測定器など) ○提案内容の確認ができない又は実効性がないもの ○提案内容が当該評価対象とは関連のない内容(測定機器)のもの
契約期間中の確認等	自主検査の都度、提案のあった測定機器を活用して臭気や汚れなどの測定を清掃前後で行い、清掃効果(清掃前及び清掃後の測定数値)を確認できる報告書の提出に基づき確認
約定の有無	あり

備 考	○当該項目は、自主検査の実施において、従来の目視によるチェックに加え、測定機器の活用による清掃前後の品質結果数値を示す提案（見える化）に対し評価するものである。そのため、<u>検査結果の数値を評価するものではないことに留意すること。</u> ○測定対象を同じくする複数の測定機器(臭気計を含む。)が提案された場合は、1 台のみを評価する(2 台目以降は評価点を 0 点)。この場合において、臭気を測定する機器が 2 台以上の場合評価方法①を優先する。
-----	---

分 類	Ⅱ 履行体制評価
細 分 類	4 その他【選択項目】
評価項目	(1) 選択項目 1
詳 細	評価対象として次のア～ウの3つの中からいずれか一つを選択 ア：上記Ⅱ-3(2)イの「品質評価の数値化(見える化)」の追加測定機器 イ：勤務間インターバル制度の導入（備考欄参照） ウ：札幌市建物清掃業務総合評価一般競争入札の受注に向けた評価
配 点	1 点
提出書類	a <u>アを選択した場合</u>: 上記Ⅱ-3(2)イの「品質評価の数値化(見える化)」の提出書類欄に掲げる書類 b <u>イを選択した場合</u>: 就業規則等(勤務間インターバル制度を規定した部分)の写し c <u>ウを選択した場合</u>: 提出の必要無し
評価方法	a アを選択した場合は、上記Ⅱ-3(2)イの評価方法欄に掲げる②の臭気計以外のそれぞれ測定対象が異なる測定機器を5台(臭気計と合わせて計6台)活用する場合 <u>1点加点</u> ※上記の評価にあっては、<u>上記Ⅱ-3(2)イの評価点が満点の5点を獲得していることが前提要件となる。</u> b イを選択した場合は、就業規則等に勤務間インターバル制度が規定されている場合 <u>1点加点</u> c ウを選択した場合は、入札告示日を起点として過去5年間に於いて、札幌市(財政局管財部が入札事務を行うものに限る。)が発注した建物清掃業務総合評価一般競争入札の結果による受注実績を有していない場合 1点加点 ○評価対象例 <pre> graph LR A[5年前の日] -- "この5年間において受注実績が無い場合に評価" --> B[入札告示日] </pre>
評価対象外	○企画提案申出書において複数を選択(提案)している場合 ○提出された書類が次に掲げる事項のいずれかに該当した場合〔審査順位1位の者のみの提出〕 ア 企画提案申出書にて選択した項目とは異なるもの イ 要件に合わないもの

	○アを選択した場合にあっては、Ⅱ-3(2)イ}に記載した内容と同じ。 ○ウを選択した場合にあっては、過去5年間で建物清掃業務総合評価一般競争入札による受注実績を一つ以上有していた場合
契約期間中の確認等	○アを選択した場合：Ⅱ-3(2)イ)に記載した内容と同じ。 ○イ又はウを選択した場合は、<u>契約期間中の確認等無し</u>。
約定の有無	○アを選択した場合のみにあり
備 考	○アを選択した場合は、Ⅱ-3(2)イに記載した内容と同じ。 ○イの勤務間インターバル制度(※)が正規職員のみ適用する場合であっても評価の対象とする。 ※勤務間インターバル制度とは、1日の勤務終了後、翌日の出社までの間に、一定時間以上の休息時間(インターバル)を設け、働く方の生活時間や睡眠時間を確保する制度をいい、働き方改革関連法に基づく労働時間等設定改善法の改正により、法令上当該制度の導入が企業の努力義務とされている制度。

分 類	Ⅱ 履行体制評価
細 分 類	4 その他【選択項目】
評価項目	(2) 選択項目 2
詳 細	評価対象として次のア及びイの中からいずれか一つを選択 ア：労災保険料のメリット制の適用 イ：障がい者の雇用率
配 点	1 点又は0.5点
提出書類	a アを選択した場合：入札告示日に属する年度において、5月末までに送付された「労災保険率決定通知書」又は7月10日までに行った「労働保険概算保険料申告書」の写し b イを選択した場合：公共職業安定所への障がい者雇用状況の報告義務の有無に応じて、次の①又は②のいずれかとする。 ① 公共職業安定所に報告義務がある者障害者雇用状況報告書（令和 8 年 6 月 1 日現在の雇用状況を報告したもの）の写し ② 公共職業安定所に報告義務が無い者 障がい者雇用状況報告書（総合評価一般競争入札用）（提案様式 5）。 上記①障害者雇用状況報告書の記載方法に倣い、令和 8 年 6 月 1 日現在の雇用状況にて作成すること。
評価方法	a アを選択した場合 入札案件の業務を担う本・支店等において、適用となる労災保険料率が次のいずれかに該当する場合に加点する。 ▶<u>割引(減額)適用を受けている場合 1 点</u> ▶<u>料率の割増(増額)適用を受けていない場合 0.5点</u> b イを選択した場合 障がい者雇用率が次のいずれかに該当する場合に加点する。 ▶<u>法定雇用率(2.5%)(※)を 1 ポイント(3.5%)以上上回る場合 1 点</u> ▶<u>法定雇用率(2.5%)(※)を達成している場合 0.5点</u> ※提出対象書類が、令和 8 年 6 月 1 日現在の雇用状況を報告したものとなるため法定雇用率は令和 8 年 7 月引き上げ前の 2.5%とする。

評価対象外	○「提出書類」に示す書類の提出が無いもの〔審査順 1 位の者のみの提出〕 ○アを選択した場合において、労災保険料率のメリット制の適用が、入札 案件の業務を担う本・支店等が対象外となっているもの
契約期間中 の確認等	対象外（入札時のみ確認）
約定の有無	なし
備 考	—

Ⅱ 履行体制評価の評価点について

Ⅱ 履行体制評価の評価点は以下のように算定されます。（最高計 25 点）

1(1) 適切な現場責任者の配置

（最高 2 点）

+

1(2) 必要な人員の配置量

（最高 3 点）

+

2(1) 建築物衛生事業登録

（2 点）

+

2(2) 履 行 実 績

（最高 5 点）

+

2(3) 清掃業務に係る賠償責任保険の加入

（2 点）

+

3(1) トイレの小便器及び大便器における臭い等対策

（2 点）

+

3(2)ア 自主検査における資格者の配置

（最高 2 点）

+

3(2)イ 品質評価の数値化（見える化）

（最高 5 点）

+

4(1) 選択項目 1（3 つの項目から 1 つを選択）

（1 点）

+

4(2) 選択項目 2（2 つの項目から 1 つを選択）

（1 点）

分 類	Ⅲ 働き方改革・研修評価
細 分 類	1 働き方改革の推進
評価項目	(1) 多様な人材の活用
詳 細	ア 高年齢者就業確保措置
配 点	2 点又は 1 点
提出書類	就業規則のうち目次及び高年齢者就業確保措置内容が確認できる部分、又は高年齢者雇用状況等報告書（令和 8 年 6 月 1 日現在の状況を報告したもの）※の写し ※高年齢者雇用状況等報告書にあっては、法令上事業所の規模に関わらず、すべての事業主が提出義務となっているため、やむを得ず上記に掲げる書面の写しをいずれも提出できない場合は、<u>次に掲げる書面のいずれかの写しを提出することでもかまわないが、この場合においては、評価点を 2 点から 1 点に下げて評価する。</u> ▶雇用契約書又は労働者名簿（入札告示日現在雇用している者に限る。1 名以上）の写し ▶新聞又は求人情報誌の従業員（非正規職員のものに限る。）募集記事（掲載日又は発行日が告示日の 6 ヶ月前以降のもの）の写し
評価方法	改正高年齢者雇用安定法（令和 3 年 4 月施行）に基づき、高年齢者就業確保措置（法令上努力義務）として、次の a～c までのいずれかの措置を行っている場合 1 点加点（ただし、<u>提出書類が「雇用契約書若しくは労働者名簿の写し」又は「新聞若しくは求人情報誌であった場合は 0.5 点の加点</u>） a：70 歳までの定年引上げ、b：定年制の廃止、 c：65 歳超の継続雇用制度（再雇用制度、勤務延長制度など※）の導入（特殊関連事業主又は他の事業主への継続雇用を含む）又は雇用実績 ※提出書類のうち、「高年齢者雇用状況等報告書」にあっては、「定年制の状況（⑧及び⑨）」、「継続雇用制度の状況（⑩）又は「常用雇用労働者（⑮）」に記載されている内容にて、上記（a）～（c）までのいずれかが確認できた場合に評価する。なお、<u>「常用雇用者労働者（⑮）」への記載対象に含まれない週 20 時間未満の短時間労働者で、65 歳超の者を雇用（1 名以上）している場合には、当該報告書のほかにその者の雇用契約書（入札告示日現在雇用している者に限る。）又は労働者名簿の写しを併せて提出した場合に限り、1 点を加点する。</u>

評価対象外	○「提出書類」に掲げる書類の提出が無い場合[審査順 1 位の者のみの提出] ○「提出書類」において、「評価方法」に掲げる高年齢者就業確保措置内容〔(a)～(c)のいずれか〕が確認できないもの ○「提出書類」として「新聞又は求人情報誌の従業員募集記事の写し」を提出する場合において、次に掲げる事項に該当するもの ▶発行日又は掲載日の確認が取れないもの ▶入札告示日の 6 ヶ月超前のもの ▶求人対象として 65 歳超の者(求人年齢において「不問」、「18 歳又は 20 歳以上」又は「69(又は 70) 歳以下」と記載されたもの)も含まれていることが確認できないもの
契約期間中の確認等	対象外（入札時のみ）
約定の有無	なし
備考	当該項目は、雇用形態に関係なく、又は正規職員若しくは非正規職員のいずれかに対して、「評価方法」に掲げる高年齢者就業確保措置〔(a)～(c)までのいずれか〕の取組みが行われている場合に評価する。

分 類	Ⅲ 働き方改革・研修評価
細 分 類	1 働き方改革の推進
評価項目	(1) 多様な人材の活用
詳 細	イ 傷病休暇制度
配 点	1 点
提出書類	就業規則のうち目次及び短時間労働者が適用となる旨が確認できる部分又は雇用契約書(休暇等制度を記したもの)の写し
評価方法	事業者が自主的に設ける休暇などで、私傷病の療養のために年次有給休暇以外の休暇(休職を含む。)制度や、療養中・療養後の負担を軽減することなどを目的とした短時間勤務制度を定めている場合 1 点加算
評価対象外	○「提出書類」に掲げる書類の提出が無い場合[審査順 1 位の者のみの提出] ○「提出書類」において、傷病休暇制度や短時間勤務制度の規定が確認できないもの、又は短時間労働者が対象となっていないもの ○休職期間が 3 ヶ月(傷病休暇と合わせた連続期間を含む。)未満のもの
契約期間中の確認等	対象外(入札時のみ)
約定の有無	なし
備 考	当該評価項目は、短時間労働者が傷病により余儀なく仕事を休む状況となった場合において、安心して治療等に専念し、又は職場復帰の機会を確保するために、年次有給以外の休暇制度や休職制度を設けていることに対して評価する。なお、有給・無給を問わない。

分 類	Ⅲ 働き方改革・研修評価
細 分 類	1 働き方改革の推進
評価項目	(2) 公正な待遇(労働条件の向上)
詳 細	ア 短時間・有期雇用管理者の選任
配 点	1 点
提出書類	「短時間・有期雇用管理者の選任届」若しくは「変更届」控の写し、又は 申出書(提案様式7)。 なお、「変更届」が入札告示日以降となっている場合は、「選任届」を行っ た届出年月日を欄外に付記すること。
評価方法	パートタイム・有期雇用労働法第17条の規定に基づき、短時間労働者等 の人事労務管理について権限を有する「短時間・有期雇用管理者」を選任 (法令上努力義務)し、管轄の都道府県労働局に届けている場合に1点加点
評価対象外	○「提出書類」に掲げる書類の提出が無い場合[審査順1位の者のみの提出] ○選任した「短時間・有期雇用管理者」の所掌事務に、当該業務に従事 する短時間労働者の労務管理が含まれていないもの ○「短時間・有期雇用管理者の選任届(変更届を除く。)」の届出日が入札 告示日以降となっているもの
契約期間中 の確認等	対象外(入札時のみ)
約定の有無	なし
備 考	「短時間・有期雇用管理者選任届」又は「変更届」の控が無い場合は、「短 時間等雇用管理者選任届申出書」に記入のうえ提出すること。

分 類	Ⅲ 働き方改革・研修評価
細 分 類	1 働き方改革の推進
評価項目	(2) 公正な待遇(労働条件の向上)
詳 細	イ 通勤手当支給の提案
配 点	1 点
提出書類	就業規則のうち、目次並びに短時間労働者及び正社員に適用する通勤手当（非課税所得に当たるもの）に関する規定部分の写し ※ 就業規則を、短時間労働者又は正社員のみを対象としてそれぞれ定めている場合は、その両方の就業規則（目次を含む）の写しを提出すること。
評価方法	就業規則（短時間労働者及び正社員に適用するもの）等により通勤手当を支給する根拠を確認できる場合に <u>1点加点</u>
評価対象外	○「提出書類」に掲げる書類の提出が無いもの[審査順1位の者のみの提出] ○「提出書類」において通勤手当を支給する規定が確認できないもの ○短時間労働者等を含む全ての従業員に適用していない制度のもの
契約期間中の確認等	対象外（入札時のみ確認）
約定の有無	なし
備 考	—

分 類	Ⅲ 働き方改革・研修評価
細 分 類	1 働き方改革の推進
評価項目	(2) 公正な待遇(労働条件の向上)
詳 細	ウ 労働安全衛生法で義務付けられていない短時間労働者への定期健康診断実施（年 1 回以上）の提案
配 点	1 点
提出書類	なし
評価方法	提案する業務の日常清掃に従事する者のうち、<u>労働安全衛生法による受診義務のない者全員</u>について、定期健康診断の受診の場と機会を設ける提案がある場合 1 点 ※日常清掃現場に従事しない事務の社員、会社役員などは含まない。 ※日常清掃に従事する者でも、臨時的又は一時的に従事する者は含まない。
評価対象外	労働安全衛生法で受診義務のある従事者のみを対象とする提案のもの
契約期間中の確認等	○仕様書に定める「健康診断受診等状況報告書」のほか、従事者向け受診案内文の写し等の提出に基づき年 1 回確認。 ○他の健診を自ら受診している場合等、従事者自身の希望により提案者の実施する健診を受診しないことは認められるものとする。
約定の有無	あり
備 考	業務の履行に当たり、日常清掃の従事者を労働者派遣法に基づく派遣労働者などを活用する場合にあっては、上記「契約期間中の確認等」に示す確認について、派遣元などから協力が得られるよう、適当な措置を取ること。

分 類	Ⅲ 働き方改革・研修評価
細 分 類	2 研修体制等
評価項目	(1) 研修体制
詳 細	履行期間中の清掃現場従事者に対する研修体制
配 点	最高 3 点
提出書類	過去 1 年以内に実施した清掃業務に係る研修の資料
評価方法	過去 1 年以内(※ a)に清掃現場の従事者に対して清掃業務に係る研修を 1 回以上実施した(前提要件)ほか、次の掲げる要件を満たす研修(※ b)の実施提案について、それぞれ各 1 点を加点する。(計 3 点) ① 履行期間中に年 1 回以上の同様の研修の実施提案 ② 上記①の研修について、厚生労働大臣の登録を受けた機関主催の研修又は当該機関の証明を受けるものである場合(※ c) ③ 上記①の研修について、当該業務の履行場所現地で実務研修を実施するカリキュラムを含む場合、又は上記①の研修とは別に当該業務の履行場所現地で実務研修を年 1 回以上実施するもの(※ c) ※ a 過去 1 年以内とは、入札告示日を起点とした過去 1 年前までの間に行ったものを言う。 【例:入札告示日 R8.6.1 ⇒ R7.6.1～R8.6.1の期間内のもの】 ※ b ①～③のいずれも評価対象となる研修は、清掃現場の従事者を対象としているものに限る。 ※ c ②及び③の評価は①の提案が前提要件となるため、<u>①の提案がない場合は評価対象外となる。</u> ○ 加点の前提として、「過去 1 年以内に清掃現場の従事者に対して清掃業務に係る研修を 1 回以上実施」の要件が必須となるため、上記①～③の提案があっても、<u>この要件を満たしていない場合は、評価対象外となる。</u>
評価対象外	○「提出書類」に掲げる書類の提出が無いもの[審査順 1 位の者のみの提出] ○過去 1 年以内に実施した研修ではないもの ○清掃現場の従事者を対象としないもの、又は研修内容が清掃業務に係るものが含まれていないもの

契約期間中 の確認等	○「特記仕様書に係る履行報告書（月報）」とともに、研修実施報告書及び研修の日時や内容が分かる資料の提出に基づき確認（年 1 回以上提出） ○厚生労働大臣の登録を受けた機関主催の研修又は当該機関の証明を受ける研修については、修了証書等の写し又は証明を受けたことがわかるものの提出に基づき確認
約定の有無	あり
備 考	厚生労働大臣の登録を受けた機関とは、建築物衛生法に基づく建築物衛生事業登録に必要な監督者等講習会及び従事者研修会を実施する機関をいう。

分 類	Ⅲ 働き方改革・研修評価
細 分 類	2 研修体制等
評価項目	(2) 資格取得支援制度
詳 細	清掃現場従事者に対する資格取得支援制度の有無
配 点	1 点
提出書類	資格取得支援制度に係る社内規程等の写し ※社内規程等を、正社員のみ又は短時間労働者のみを対象としてそれぞれ定めている場合は、その両方の規程等の写しを提出すること。
評価方法	正規職員、短時間労働者等の雇用形態に関わらず、清掃現場に従事する者に対する資格取得支援のための制度を設けている場合 1 点加点 ➤ 清掃現場に従事する者が、 <u>自由に社内規程等の確認ができ、その者の申請に基づき利用できる支援制度を評価対象とし、会社として必須としている研修や提案者が必要に応じて業務（出張）命令を行うものは、評価対象としない。</u> ➤ 資質や技能の向上を目的とした研修会への受講も評価対象とし、清掃業務に直接関連の無い内容（例：接遇、語学など）も評価対象とする。
評価対象外	○「提出書類」に掲げる書類の提出が無いもの[審査順 1 位の者のみの提出] ○「提出書類」において、制度内容が確認できないもの ○雇用形態に関わらず清掃現場に従事する者が利用できない制度のもの ○会社として必須としている研修や必要に応じて業務（出張）命令を行うもの
契約期間中の確認等	対象外（入札時のみ確認）
約定の有無	なし
備 考	○支援とは、資格取得に係る受講料や交通費などの費用助成、年次有給休暇とは別の資格取得の際の有給の休暇付与など、資格取得に際して便宜を図る方策をいう。 ○既に資格を保持したうえで職に就くことによる技能・資格手当等の支給は、評価の対象外とする。

Ⅲ 研修・雇用条件評価の評価点について

Ⅲ 働き方改革・研修評価の評価点は以下のように算定されます。
(最高計 10 点)

1 (1) ア 高年齢者就業確保措置	(最高 2 点)
+	
1 (1) イ 傷病休暇制度	(1 点)
+	
1 (2) ア 短期・有期雇用管理者の選任	(1 点)
+	
1 (2) イ 通勤手当支給の提案	(1 点)
+	
1 (2) ウ 短時間労働者の定期健康診断の提案	(1 点)
+	
2 (1) 研修体制	(最高 3 点)
+	
2 (2) 資格取得支援制度	(1 点)